

法、国基本計画変更により市PCB処理計画に追記、変更が必要な事項について

PCB 特別措置法	PCB 特別措置法施行規則	国 PCB 廃棄物処理基本計画において、市が処理計画に定めるものとされた事項（網掛け部分が追加）	当市処理計画に規定が必要な事項（網掛け部分は、追記が必要な事項）
<p>第7条（略） 2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県等の区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <div data-bbox="107 683 504 858" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み</p> </div> <div data-bbox="107 880 504 1056" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する事項</p> </div>	<p>第8条 法第7条第2項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <div data-bbox="593 545 1164 769" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込みは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごとに定めること。</p> </div> <div data-bbox="593 801 1164 928" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する事項には、次の事項を定めること。</p> </div> <div data-bbox="609 960 1153 1168" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>イ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な監視、指導その他の措置に関する事項</p> </div> <div data-bbox="609 1200 1153 1295" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ロ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制に関する事項</p> </div>	<p>第1章第4節6</p> <div data-bbox="1249 842 1691 1428" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・高濃度 PCB 廃棄物の拠点的広域処理施設への計画的な搬入の方針 ・高濃度 PCB 使用製品の確実な廃棄の方針 ・保管事業者及び所有事業者に対する指導の方針 <p>（以上について処理計画に定めるものとし、都道府県市は当該方針に基づき、保管事業者及び収集運搬業者に対する指導等を行うことに努めるものとする。）</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・PCB 廃棄物の発生量、保管量及び処分量の廃棄物の種類ごとの見込み ・高濃度 PCB 廃棄物の拠点的広域処理施設への計画的な搬入の方針 ・高濃度 PCB 使用製品の確実な廃棄の方針 ・保管事業者及び所有事業者に対する指導の方針